

新座都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・4・10 号放射 7 号線を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|-----|------|-------|----------------|----|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | |
| 幹線街路 | 3・4・10 | 放射 7 号線 | 新座市野寺五丁目 | 新座市栗原一丁目 | 新座市栗原三丁目 | 約 990m | 地表式 | 2 車線 | 18.0m | 幹線街路と平面交差 1 箇所 | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・10 号放射 7 号線と県道飯田橋石神井新座線の交差について、道路設計（予備）を行ったところ、平面交差では沿道土地との高低差が生じ土地利用への影響が大きくなってしまうこと、交差点が近接し円滑な交通の確保が困難となることが分かりました。

このため、交差形式を立体交差とすることとし、本線から沿道宅地への出入りを確保するため一部区間について副道の区域を追加するものです。

また、県道前沢保谷線との交差部において、安全かつ円滑に交通処理が可能な構造とするため、隅切りの区域を追加するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、新座都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 新座都市計画区域における位置等

新座都市計画区域は、都心から約25km圏、埼玉県の南部に位置しています。
また、新座都市計画区域に含まれる土地の区域は、新座市の行政区域の全域です。

【3・4・10号放射7号線】

本路線は、新座市野寺5丁目を起点とし、新座市栗原1丁目に至る延長約990m、幅員18mの幹線街路です。

II. 変更理由

3・4・10号放射7号線と県道飯田橋石神井新座線の交差について、道路設計（予備）を行ったところ、平面交差では沿道土地との高低差が生じ土地利用への影響が大きくなってしまうこと、交差点が近接し円滑な交通の確保が困難となることが分かりました。

このため、交差形式を立体交差とすることとし、本線から沿道宅地への出入りを確保するため一部区間について副道の区域を追加するものです。

また、県道前沢保谷線との交差部において、安全かつ円滑に交通処理が可能な構造とするため、隅切りの区域を追加するものです。

III. 変更の内容

| 名称 | 延長 | 車線の数 | 幅員 | 内容 |
|--------------|-------|------|-----|----------|
| 3・4・10号放射7号線 | 約990m | 2車線 | 18m | ・一部区域の追加 |